

報告項目	報告内容
被処分者の氏名 又は法人名称	行政書士法人 エール&パートナーズ（未届） 代表社員 石 川 裕 一 行政書士 石 川 裕 一
登録番号又は法人番号	法人番号「行政書士法人成立届出書」を届け出していない 登録番号 18080486
所属する単位会	東京都行政書士会
法人事務所名称 個人事務所名称	「行政書士法人成立届出書」を届け出していない エール&パートナー行政書士事務所
法人事務所所在地 個人事務所所在地	東京都千代田区神田平河町1 第3東ビル6階（登記上） 東京都千代田区神田平河町1 第3東ビル6階
処分年月日	令和6年7月29日（理事会議決日）
処分内容（種類）	法人処分：解散の勧告（解散するまでの間の会員の権利の停止を含む） 個人処分：廃業の勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む）
上記処分をした理由	<p>被処分法人は、令和4年1月11日に法人を設立し、東京都行政書士会の法人会員となったが入会届を提出しないまま活動を継続している。被処分法人は受任した相続手続において銀行より書類の不備を指摘されながらも適切な対応を取らず、放置したまま報酬を請求し、報酬受領後は依頼者からの連絡に回答しないなど、行政書士に対する信用を著しく毀損した。</p> <p>本件については依頼者より苦情が申し立てられたが、苦情解決支援委員会の再三の呼出にも全く応答せず調査に応ずる義務を果たしていない。また、綱紀委員会の再三にわたる弁明の機会付与にも応じておらず、これら一連の行為からは、被処分法人には問題の解決に取り組む姿勢が全く見えず、法規を軽視する態度が明らかである。会員自身が既に複数回同様の問題で処分を受けていることに鑑みれば、再び被害者を出す恐れは非常に高いと思われる。</p> <p>被処分者は個人として登録しているため、被処分法人の処分と併せて被処分者を処分すべきと判断した（会則第23条の2第3項）。</p> <p>以上の理由から上記の処分を科す。</p>
上記処分の根拠となった 法令及び会則の条文	<ul style="list-style-type: none"> 一 行政書士法第16条の6第1項（行政書士法人の入会及び退会） 二 行政書士法第13条の9（成立の時期） 三 行政書士法第13条の10第1項（成立の届出等） 四 東京都行政書士会会則第12条の3（行政書士法人の入会） 五 行政書士法第13条の17（行政書士の義務に関する規程の準用） 六 行政書士法施行規則第6条第1項（業務の公正保持等） 七 行政書士法施行規則第7条（業務取扱の順序及び迅速処理） 八 行政書士法第10条（行政書士の責務） 九 東京都行政書士会会則第18条（会員の責務等） 十 行政書士法第13条（会則の遵守義務） 十一 東京都行政書士会会則第20条（業務の公正保持） 十二 苦情解決支援委員会設置規則旧第8条第1項（会員の義務） 十三 東京都行政書士会会則第23条の2第3項（法人会員の処分の種類）